

江戸時代の妻敵討に関する若干の史料

神 保 文 夫

はじめに

- 一 宝暦三年丹羽若狭守元家来山田幸七一件
- 二 宝暦三年松平右近将監家来森戸三大夫一件

はじめに

江戸時代の敵討・妻敵討に関する文献・史料は膨大なものがあるが、公的な記録類やそれに準ずる史料によって手続等の法制面に関する詳細を知り得るものはそれほど多くない¹⁾。本稿で引用紹介するのは宝暦三年（1753）江戸で起きた武士の妻敵討に関する二つの事件の記録で、一件は出奔した妻と密夫を尋ね出して斬り殺した典型的な妻敵討、一件は妻に艶書を付けた剣術の弟子を師匠が斬り殺したものの、合法的な妻敵討とは認められなかった事件であり、いずれも当時の妻敵討に関する法制の一端や、事件処理の具体的手続等を窺い得る史料として、この分野の研究に多少なりとも資するところがあると思われる²⁾。

1) 江戸時代の敵討・妻敵討に関する研究文献のうち主として法制史的観点に基づくものについては、神保文夫「敵討・妻敵討小考（一）」（『名古屋大学法政論集』159号、1995年）465 - 470頁註（1）、同「北町奉行所『敵討帳』の一写本——寛文・延宝期——」（同223号、2008年）178頁註（15）、同「北町奉行所『敵討帳』の一写本——天和期以降——」（同224号、2008年）281 - 282頁註（1）等を参照。とくに法的手続の側面に関して全般的に記述したものとしては、石井良助「古法制雑考（一二）〔一五敵討、妻敵討〕」（『国家学会雑誌』55巻7号、1941年）60 - 76頁、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、1960年）574 - 588頁の両者がもっとも詳細である。

2) 本稿における文献・史料等の引用に際しては、旧漢字・変体仮名等は一部を除きおおむね現行通用のものに改めるとともに、適宜読点を施した。踊字の「くの字点」は「々々」とした。欠字・平出はともに一字を明けて示した。返点及び振仮名は省略した。筆者による註記は〔 〕で示した。

一 宝暦三年丹羽若狭守元家来山田幸七一件

宝暦三年芝新堀における山田幸七の妻敵討は、正規の手続を踏んで行われたものであり、町奉行所の言上帳及び敵討帳に帳付され、また妻敵を討った後に帳消の手続が行われたことも確認することができる。敵討帳の記載によってこれを示すならば、次の通りである³⁾。言上帳の記載も、ほぼ同内容である⁴⁾。

〔宝暦三年西五月十五日

一浪人山田幸七四拾貳歳申上候、私義丹羽若狭守〔陸奥・二本松藩、十萬石〕方ニ給人相勤罷在候処、私妻いわと申廿九歳、悴鉄治郎と申七歳ニ罷成候者ヲ召連、同家中足輕大杉紋治と申廿九歳ニ罷成候者と申合、先月廿五日三人共立退申候ニ付、妻敵討留申度候、此段御用番伊豆守殿〔南町奉行山田利延〕御番所江申上候得ハ、被御聞置候段被仰渡候、為後日申上候由、右者幸七申来候、

右文言伊豆守殿御番所々写持来候、

右山田幸七申上候、右妻敵大杉紋治并妻いわ兩人共ニ、去ル十六日芝新堀端黒田甲斐守殿御屋敷裏門前ニ而見出し、討留申候由、同月十九日右之幸七申来候、

右文言伊豆守御番所々写来候、〕

さて、以下に引用するのは幸七が五月十六日に密夫大杉紋治と妻いわを討ち留めた後の処理に関する記録で、「諸家例格⁵⁾」に収録されているものである。この史料は、かつて平松義郎博士が「妻敵討の手続を窺うに足る詳細な記録である⁶⁾」と指摘されたものであり、その意味では既知の史料といえるが、活字翻刻されていないため広く知られているとはいえず、この妻敵討事件を取り上げている文献は近年の出版物も含め

3) 神保前掲「北町奉行所『敵討帳』の一写本——天和期以降——」320頁。山田幸七は月番の南町奉行所に出頭して帳付したので、その写が北町奉行所に送付された旨の記載が含まれている。

4) 神保前掲「敵討・妻敵討小考（一）」481頁。但し、帳消の日付が廿九日となっている。また、この史料は南町奉行所備付の言上帳に基づくものであるため、前註のような記載がない点などが異なる。

5) 神宮文庫所蔵、全十五冊中の第十四冊（「廻り場妻敵討 十」）。請求番号7-661。

6) 平松前掲『近世刑事訴訟法の研究』588頁註（14）。

ていくつかあるものの、いずれもこの史料には言及されていない⁷⁾。当事者の地元である福島県二本松市などにもおそらく関係史料はあまり残っていないようであり⁸⁾、本稿は、この一件に関する史料の補足的提

7) 氏家幹人『不義密通〔講談社選書メチエ 88〕』（講談社、1996年）180頁、同『かたき討ち〔中公新書 1883〕』（中央公論社、2007年）195頁、203 - 204頁は、「官府御沙汰略記」・「武道心得草」・「新家譜」等の史料に基づいて記述している。

参考までに、「官府御沙汰略記」及び「武道心得草」の記事を以下に引用しておく（「新家譜」については次註参照）。まず「官府御沙汰略記」八・宝暦三年五月十六日条（小野直方著・山田忠雄解題『官府御沙汰略記』四巻〈文献出版、1993年〉281頁）は次の通りであるが、おそらく伝聞情報に基づいているのであろう、幸七が目付へも事前に届け済みであったとしていたり、死骸が三日目に取捨になったと述べるなど、不正確な記述が若干含まれている。なお、（ ）内は原文では双行に書かれている（以下同じ）。

「十六日〔中略〕○変事（妻敵討）（丹羽若狭守家来）山田幸七（四十二歳）（同人妻）いわ（廿九歳）（同人悴）山田鉄次郎（七歳）（○右幸七妻、同家足軽大杉紋治廿九歳ト密通シ、先月中旬悴鉄次郎連出奔ス、依之右幸七先月廿五日暇ノ義相願、当月十五日暇出、麻布市兵衛町仙台屋丈助ト云者ヲ当分宿トシ、手筋ヲ以テ密夫在所ヲ求メ、昨日町奉行并御目付へ申達シ、今日芝新堀中ノ橋松平美濃守辻番廻り場ノ内ニテ右密夫并妻見当り、昼八時兩人共ニ討留之、御徒目付見分ノ上、幸七父子トモニ仙台屋へ引取候様ニ被申渡相濟、死骸ハ三日目ニ取捨、右討候節幸七家来佐藤治兵衛助之）」

次に、「武道心得草」中（国立公文書館内閣文庫所蔵、請求番号 153 - 318）の記事は以下の通りである。「麓菜」なる書物からの引用で、おおむね本文所引「諸家例格」に記された山田幸七の口書等と一致する内容であるが、町奉行や目付の名を誤記しているほか、事前に届のため目付のもとに参上した後の記述が一部脱落しているように思われる。末尾の「御屋敷江御引取候」以下の記述は、「諸家例格」には見えないものである。

「一丹羽若狭守様元家来山田幸七義、同人妻いわ若狭守様足軽大杉紋治ト申合立退候付、討留可申ト主人へ暇願、明十五日暇出候ニ付、町奉行山田伊豆守様、辰田和泉守様、寺社奉行本多長門守様、御勘定奉行永井丹波守様江御届申上、御目付松平主馬様江御届参上候処、御当番之由、右紋治義、品川辺徘徊候由承、昨夜中相尋、今朝主馬様江又候参可仕ト芝新堀迄参候処、右紋治いわ兩人見懸候ニ付、追欠後ヨリ紋治へ切付候得ハ、倒レ候ニ付、家来佐藤治兵衛附置、いわヲ追欠討留候処、紋治義存命ニテ立退キ候様相見、治兵衛一刀切付、幸七罷越留ヲ差申候由、宝暦三四年五月十六日之事ニテ、松平美濃守様辻番廻り場ニテ、右兩人ヲ留置、御目付横田十郎兵衛江御届、御用番酒井左衛門尉様江御届、御徒目付見分之上、山田幸七宿ハ無之候得共、兼而頼置候麻布市兵衛町仙台屋丈助江、幸七并家来治兵衛証文取之引渡、死体ハ美濃守様ニ而片付可申旨被仰渡相濟也、御屋敷江御引取候、御手当者頭片岡互組足軽十人（印付羽折袴）供人召連、赤羽橋茶屋江相越受取、仙台屋江立寄挨拶之上引取也、

右麓菜」

8) これは、事件じたいが江戸で起きたものであったことにもよるのであろう。現地での史料調査の機会は得られなかったが、たとえば紺野庫治「仇討の話（2）妻敵討」（『続ふるさとの伝え語り——二本松市史資料叢書——』〈編集発行二本松市教育委員会、1977年〉56頁）の記述も、「新家譜一」（『二本松市史』第5巻近世Ⅱ資料編3〈編集発行二本松市、1979年〉992頁）の記事に基づくも

示という点でも意味があろう⁹⁾。

のと思われ、これを寛延三年（1750）の事件としており、また密夫の名も大橋門治となっている。執筆者紺野氏は市史編さん調査員（当時）。幸七が妻敵討留後、丹羽家に帰参して元の八十石を下し置かれたことなどは、この史料によって確認することができる。

- 9) なお、本件を題材とした実録「妻敵血汐浪」（五巻一冊、享和二年〈1802〉写、筆者蔵）がある。もとより文学的脚色ないし虚構を含むものであるが、それだけに妻敵討に対する当時の人々の意識等をも窺い知ることができる面があつて興味深い。同書によれば、奥州二本松藩の祐筆であつた山田幸七は、前妻の病死後、主君丹羽左京大夫高寛の愛妾お岩を賜り後妻としたが、かねてよりお岩に恋慕していた山田家の足軽大杉紋治はお岩に接近する機会を作り密通を重ね、二人は立ち退く計画を立てて周到に準備し、木挽町森田勘弥の春狂言を見物中に先妻の子権二郎や同行していた下女等を残して逐電し、麻布市兵衛町仙台屋治兵衛に一時匿われた上、その助言によって神奈川へ逃亡した。幸七は「先妻の兄土屋文右衛門其外縁者を呼集め、右之次第をかたり、面白なき身の上なり、然る上ハ御暇を相願、兩人を尋出し、妻かたきを討より外案なしと申けれハ、いつれも一同二、気の毒千萬なる事也、如何にも妻敵討願ひしかるへしと一決し、右之趣口上書二認メ、御暇をそ願ひける、家中でも此沙汰いろいろ々に評判し、扱々うつけなる事、……此敵討すんハ幸七士道のまじわり成へからすと、噂とり々々まち々々」であつた。幸七は五月三日寺社奉行本多長門守、町奉行山田伊豆守、依田和泉守に「妻敵討の御届書」を出したが、二人の行方を尋ねあぐねて仙台屋治兵衛を訪れ、お岩紋治の探索を依頼すると、欲深い治兵衛は幸七からも金を受け取り、甥の丈助を神奈川へ遣わして、二人を騙し江戸に呼び戻す。幸七は「妻敵討に助力の事世に評判もいかなり……人口もいかなり」、「妻敵討に助力たのむ事はつかしく……世上の聞へ旁に相立かたし」と助太刀を拒んでいたが、治兵衛に説得されて、甥の土屋八十郎のほか家中の山本伝右衛門・高橋友蔵の兩名を助太刀に加え、五月十六日朝五つ半頃、治兵衛に騙されたお岩紋治の二人は次の潜伏先と指示された泉岳寺へ向かう途中、芝新堀に待ち伏せていた幸七らに討ち取られた。紋治のとどめを刺したのは治兵衛であつた。妻敵を討った幸七は丹羽家へ帰参するが、治兵衛は妻敵・討手双方から金を取って双方の手引をし、紋治の刀が抜けぬよう細工しておいたなどの風聞から、公儀の捕手が迫り、逐電するというものである。末尾に載せられた狂歌は左の通りである。

「 其頃所々二而狂歌

山田幸七に題して
金なくハ妻敵うちは成ましき かねて敵を討そ世の中
大杉紋治に題して
よき事にかほと心の尽しなハ 名は後の世にほまれ大杉
お岩に題して
金ゆへに岩きならねばつれられて 今ほうき身を流す新堀
仙台や治兵衛題して
たくみにて取込金ハ仙台や 心も宿もあさふなりける
三人の助太刀題して
たのまれて妻敵討の手伝は 武士とわ恥の赤羽根
其所の御屋敷題して
討る、もうつも妹脊の中の橋 丹羽かさわきに御やつ甲斐
同じく
丹羽かにもいもせの中の橋きられ 甲斐なき事にさわく美濃うへ
妻敵討に題して
袈裟衣かけに妹脊の中を四にきれ うらみの血汐さらす赤羽根

〔〔後筆〕〕
『第十』廻り場妻敵討

松平美濃守様御留守居

坪井弥大夫扣

一宝曆三癸酉年五月十六日、松平美濃守〔大和・郡山藩、十五万石〕芝新堀下屋鋪役人共（マツ）申越候者、辻番廻り場之内、黒田甲斐守様〔筑前・秋月藩、五万石〕裏御門前西之方（マツ）ニ而、四時過、侍躰之者（マツ）三人ニ而、中間躰之者と廿六歳之女右兩人を切殺候ニ付、早速番人罷出、目付共立合辻番所江入置、様子相尋候処、妻敵討之由申候、依之入念番人附置候旨申来候、右ニ付早速年寄御目付横田十郎兵衛様江留守居之者罷越、左之書付差出之、

芝新堀松平美濃守下屋鋪辻番廻り場之内、侍躰之者兩人ニ而男女兩人切殺申候、依之右兩人共辻番所江入、番人附置申候旨、芝新堀下屋鋪（マツ）只今申越候ニ付、先御届申上候、委細之儀者、吟味仕、猶又可申上候、以上、

松平美濃守内

五月十六日

萩原兵大夫

右差出候処、十郎兵衛様御登 城被成候間 御城江可申遣由、一右之通ニ付、新堀屋鋪江留守居之者罷越、猶又吟味仕、右侍と対談相尋候処、元丹羽若狭守様御家来之処、昨十五日、願之通御暇被下、当時浪人山田幸七と申者之由、壺人者下人ニ而、佐藤治兵衛と申者之由、妻敵討申度、昨日三御奉行様江も御届申上、今日此所ニ而右兩人共ニ討留申候旨、申聞候、町御奉行（マツ）之御書送りをも致所持、見七申候、愈相違無之趣ニ付、猶又左之通御届、横田十郎兵衛様江持参、

先刻御届申上候、芝新堀松平美濃守下屋鋪辻番廻り場之内、黒田甲斐守様裏御門前西之方ニ而、侍躰之者兩人ニ而、中間躰之者と年頃廿六七歳計ニ相成候女、右男女兩人を切殺申候、依之右兩人共ニ辻番所江入置申候、尤山田幸七と申人者ニ而、妻敵討之由申候、勿論妻敵討申度段、三御奉行様江御届申上置候

 密通の二人に題して

しつぽりと寝た面かけを引かへて いまハ浮身をしつむ新堀」
 なお、当時のものではないが、幕末の江戸切絵図等を見ると、黒田甲斐守の屋敷は中ノ橋近くの西寄りに、また赤羽橋は中ノ橋の東に位置している。

〈306〉 江戸時代の妻敵討に関する若干の史料（神保）

由、右幸七申候、猶又吟味仕候処、右之通御座候ニ付、申上候、
以上、

松平美濃守内

五月十六日

萩原兵大夫

右差出候処、御登 城 御城江可申遣由、
一御用番酒井左衛門尉様〔老中酒井忠寄〕江留守居之者罷越、御用人
妻木蔀方江面談、左之御届書差出、

今四時過、芝新堀松平美濃守下屋鋪辻番廻り場之内、黒田甲斐
守様裏御門前々西ノ方ニ而、侍躰之者兩人ニ而、中間躰之者と
年頃廿六七歳計相成候女、右男女兩人を切殺申候、依之右兩人
共ニ辻番所江入置申候、尤山田幸七江申牢人者ニ而、妻敵討
之由申候、一人者同人家来ニ而、佐藤治兵衛と申者之由申候、
右之段横田十郎兵衛様江御届申上候、此段申上候、以上、

松平美濃守内

五月十六日

萩原兵大夫

右御承知之旨被 仰聞候、
一同日七時頃、為見分、御徒目付衆貳人、御小人目付四人、黒鍛三人、
被相越候、依之立合候面々左之通り、

留守居老人

新堀屋鋪預

目付貳人

徒目付貳人

書役貳人

一僉使之衆、於辻番所山田幸七并家来佐藤治兵衛江事之始終一通尋有
之、腰物等改相濟、男女死骸、疵所、其外懷中之品、衣類迄吟味有
之、委細書付被申候、

一右相濟、於辻番所、目付共口上書、并辻番人、且山田幸七并家来佐
藤治兵衛口上書共、取被申候、

但、目付口上書、辻番人口書者、一通リ之尋ニ付、略之、

山田幸七口書二通、左之通、

私儀、丹羽若狭守家来ニ而御座候処、去月廿五日、私妻い
わ義、若狭守足輕久杉紋治と申者と申合、立退候付、妻敵討

申度候付、主人若狭守江暇相願候処、昨十五日、願之通暇出候ニ付、町御奉行山田伊豆守様、寺社御奉行本多長門守様、御勘定奉行永井丹波守様江御届申上、夫々御目付松前主馬様江御届参上仕候処、主馬様御当番之旨、御家来中被申聞候ニ付、罷帰、右紋治義、品川辺徘徊仕候由、風聞承候ニ付、昨夜中品川辺相尋、今朝主馬様江又候御届ニ参上可仕と存、芝新堀端迄迄参候処、右紋治并いわ兩人共ニ見掛申候付、追欠、後之方より紋治江切付候得者、倒候付、家来佐藤治兵衛附置、右いわを追欠、討留申候処、紋治儀いまた存命ニ而、立退候様ニも相見江候付、右家来治兵衛一太刀切付候付、私罷越、とゝめ差申候得者、辻番人欠付、様子相尋候付、妻敵討候由、挨拶仕候得者、辻番所江留置被申候、私儀、昨十五日暇出候儀故、未住宅ハ無御座候得共、麻布市兵衛町仙台屋丈助方江参可申存寄ニ而、兼而丈助ニも申談置候、此外可申上儀無御座候、以上、

元丹羽若狭守家来
当時浪人

西五月十六日

山田幸七

御徒目付衆兩人宛所

私悴鉄次郎儀、去月廿五日妻いわ立退候節々相見江不申候処、今朝妻敵討候節、右鉄次郎見掛申候、然所、悴義此辺立退罷在候付、私引取、町方江相頼遣置申候、此外可申儀無御座候、以上、

浪人

西五月十六日

山田幸七

幸七家来佐藤治兵衛口書

私儀、元丹羽若狭守家来当時浪人山田幸七家来ニ而御座候処、主人幸七妻、同家中足輕大杉紋治と申者と申合、去月廿五日立退被申候付、幸七妻敵討申度候付、暇若狭守江相願候処、昨十五日、願之通暇出候付、主人幸七同道仕、御役人様方江御届参上仕、昨暮方罷帰候処、右紋治品川辺ニ致徘徊候由風聞承候付、昨夜中品川辺相尋、今朝芝新堀迄迄参候処、右紋治、

〈308〉 江戸時代の妻敵討に関する若干の史料（神保）

主人妻いわ、兩人共見掛候付、主人幸七追欠、討留被申候処、
紋治浅手故、立退可申躰ニ見請申候ニ付、私一太刀切付候得
者、倒候処江、幸七罷越、とゝめ差申候、此外可申儀無御座候、
以上、

浪人

山田幸七家来

西五月十六日

佐藤治兵衛

- 一丹羽若狭守様御留守居中をも被相扣、右幸七申候ニ相違無之哉之旨
相尋、口上書取被申候、
- 一黒田甲斐守様御留守居中も被相扣、御屋鋪前之事故、一通被相尋、
口上書取被申候、
- 一麻布市兵衛町仙台屋丈助も被招呼、幸七申ニ相違無之哉之旨相尋、
口書取被申候、
- 一山田幸七并治兵衛、且又男女死骸、其外懷中之品等、追而御差図有
之迄、入念番人附置可申旨、目付共江被申渡、見分之衆被戻候、
- 一男女死骸ニヶ所江、戸板ニ而囲差置候脇江、仮番所建、番人附置候、
但、見分相濟、夜ニ入候而、見分之御小人目付衆江内意承合、男
女死骸一所江寄七置申候、尤白張挑灯ニ張建置之、
- 一同十八日、御当番御目付中様御小人目付衆御使ニ而、山田幸七并
佐藤治兵衛儀、仙台屋丈助方江相渡、男女死骸者此方ニ而取片付可
申旨、被仰渡、
- 一右男女懷中之品者如何可致哉と相尋候処、一所ニ寺江可遣旨、御小
人目付衆被申聞候、
- 一右ニ付、仙台屋丈助招呼、証文取之、幸七治兵衛兩人相渡遣、
- 一男女死骸、何方へも勝手次第片付候様ニと御差図ニ付、三田寺町幸
福寺程近ニ付、相頼候処、承知候由ニ付、此方役人証文遣候上、上
野江被届、其上ニ而、寺社御奉行様御月番本多長門守様江被届、御
差図相濟候上、差越候様ニと申来、
- 一右ニ付、寺社御奉行御月番本多長門守様江、留守居之者相越、左之
御届書差出候処、御承知之旨被仰聞、
- 一昨十六日、芝新堀松平美濃守下屋鋪辻番廻り場之内ニ而、浪
人山田幸七と申者、妻敵之由ニ而切殺候男女式人之死骸、取片

付候様、今日御当番御目付中様（マツ）被仰渡候、依之三田北寺町幸福寺江取置可申と奉存候、此段御届申上候、以上、

松平美濃守内

五月十八日

萩原兵大夫

一同日明ケ七時頃、式人之死骸幸福寺江差遣、尤幸福寺（マツ）の死骸請取書取之、

一同十九日、酒井左衛門尉様江、左之御届書持参、

去ル十六日御届申上候、芝新堀松平美濃守下屋鋪辻番廻場之内二而、妻敵討候浪人山田幸七、同人家来佐藤治兵衛、并男女死骸、同日御見分相済、山田幸七并家来佐藤治兵衛儀、麻布市兵衛町治兵衛店仙台屋丈助方江相渡、男女死骸御取片付候様、昨日御当番御目付中様（マツ）被仰渡候、依之仙台屋丈助招呼、右幸七治兵衛共相渡、并男女死骸取片付申候、此段申上候、以上、

松平美濃守内

五月十九日

萩原兵大夫

一御目付横田十郎兵衛様江、留守居之者相越、右同様之御届仕候、」

なおこの一件については、紅星子撰「雑花錦語集¹⁰⁾」百三十七にも幸七の口上書などが収録されており、上記「諸家例格」の記事を補う記述も含まれているので、内容的に重複するところもあるが、以下に原文のまま引用しておくこととする。

「 山田幸七妻敵を討事

口上書

私儀丹羽若狭守家来（マツ）二而御座候処、去月廿五日、私妻いわ儀、同家中足軽大杉門次と申者と申合、立退候二付、妻敵討申度奉存候間、主人若狭守江暇相願候得ハ、昨十五日願之通暇出候二付、町御奉行山田伊豆守様、依田和泉守様、寺社御奉行本多長門守様、御勘定奉行永井丹羽守様（マツ）へ御届申上、夫（マツ）御目附松前主馬様へ御届ニ参上仕候処、御当番二而御留守之由、御家来被申聞候二付、罷帰申候、然処、右門次いわ品川辺へ徘徊仕候由風聞承候二付、昨夜中品川辺相尋、又今朝

10) 熊本県立図書館所蔵、請求記号 C080/サ、複製本請求記号 C080/サ / 複製 (同館蔵書検索システムによる)。『熊本県立図書館郷土資料増加目録 昭和 51 年 4 月 - 昭和 53 年 3 月』(編集発行熊本県立図書館、1980 年) 29 頁参照。

〈310〉 江戸時代の妻敵討に関する若干の史料（神保）

主馬様へ御届ニ参上可仕と存、芝新堀辺迄参候処、右門次いわ兩人見掛申二付、追懸参、帯候刀ニ而後方ろ紋次へ切付候得者、倒候付、家来佐藤次兵衛付置、いわを追掛、打留申候処、右門次未存命ニ而、立退候躰ニ相見候二付而、右次兵衛一太刀切付候得者、倒候二付、私早速駈付、とゝめ差申候処、辻番人駈付、様子相尋候付、妻敵打候之由、挨拶仕候得者、辻番所へ留置被申候、尤私儀、昨十五日暇出候故、未住宅無御座候得共、麻布市兵衛町仙台屋丈助方ニ可参と存、兼而右丈助へ申談置候、并悴鉄次郎儀、去月廿五日妻立退候節ろ相見不申候処、今朝妻敵討候節、見懸申候、然処、右鉄次郎此辺ニ立迷罷在候付、私引取、兼而存居申候町方へ相頼遣置候、此外申上候儀無御座候、以上
丹羽若狭守家来

五月十六日
吉田半太郎殿
小山与十郎殿
当時浪人 山田幸七印

従御当番御目附中様被仰渡候者、辻番所江留置候山田幸七并家来佐藤次兵衛、兩人共ニ、仙台屋丈助方ろ証文取、相渡、辻番廻り場之内ニ而被切殺候大杉紋次并女死骸ハ片付可申旨、奉畏候、以上、

松平美濃守家来

五月十八日
小永井丈助殿
横地佐野右衛門

芝新堀中之橋松平美濃守辻番廻り場之内黒田甲斐守裏門前ニ而、妻敵打留候者姓名書付

丹羽若狭守家来

当時浪人 山田幸七
歳四十二

右幸七家来

佐藤次兵衛
歳三十九

右幸七悴

鉄次郎
歳七歳

右幸七妻

切疵七ヶ所 いわ
 歳二十九
 丹羽若狭守元家来
 出奔 切疵三ヶ所 大杉紋次
 歳二十九
 麻布市兵衛町 仙台屋
 丈助

見分之節、右幸七次兵衛兩人共ニ請取申度由、相願申候、
 見分ニ參候御徒目付 吉田半太郎 小山与十郎
 同断御小人目付 磯山藤五郎 岡沢孫左衛門
 申渡シニ參候御小人目付 小永井丈助
 右宝曆三酉ノ年五月十六日之事也」

二 宝曆三年松平右近将監家来森戸三大夫一件

次に引用する史料は、同じ宝曆三年に松平右近将監（上野・館林藩、十万石、当時老中）家来森戸三大夫が妻に艶書を付けた弟子西田勇助を殺害した一件に関する記録で、これも「諸家例格¹¹⁾」に収録されているものである。殺された西田勇助は太田撰津守（遠江・掛川藩、五万石）家来で、数年前より剣術修行のため森戸家に同居していた。艶書を付けられた妻はすぐに勇助に差し返すとともに夫三大夫にそのことを告げたが、三大夫が勇助を呼び寄せて「不所存之段申聞」けたところ、「不調法之段一言之申訳無之」とその場を逃げ去ろうとしたため、「不及是非引居」え、斬り殺したという事件である。殺害場所は稽古場であった。

公事方御定書の規定¹²⁾では、「女同心無之に」、すなわち妻が密通の誘いに応じる意思がなく、密通を申し掛けた男を夫が殺した場合、証拠が分明であれば「男女共無構」、すなわち夫も妻も構いなしとして、男のみに対する夫の私的刑罰権行使が認められていた¹³⁾。艶書は密通のたし

11) 註5) 所引、全十五冊中の第八冊（「不時異変 七」）。

12) 公事方御定書下巻・四十八密通御仕置之事（『棠蔭秘鑑』亨（法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』別巻、創文社、1961年）90頁）。

13) 高柳真三「密通罪とその特異性」（『江戸時代の罪と刑罰抄説』所収、有斐閣、1988年）260頁は、「妻に密通を企てんとする男があった場合、密通犯の成立

かな証拠となるものであり¹⁴⁾、妻に艶書を付けただけでも密通申掛と同様可罰的であった¹⁵⁾。本件では証拠の艶書も後に発見されており、三大夫がこれを斬り殺しても妻敵討が成立する可能性はあったと考えられ¹⁶⁾、表題に「妻敵之筋」とあるのもそのことを踏まえていよう。

がなくても、夫はその男を殺害することができたのであるから、ここに至って夫の権能はもはや報復権の範囲を越えて、防衛権としての殺害権となったというべきであろう」と述べている。なお、江戸時代の妻敵討は「妻に対する私的刑罰権と密夫に対する私的報復権との結合したものである」（同頁）と見ることができ、古くは姦夫のみに対する殺害権であったのが、後に姦夫姦婦に対する殺害権へと移行したことについて、林由紀子「今昔物語にあらわれた犯罪および犯罪人（二・完）」（『愛知女子短期大学研究紀要 人文編』17号、1984年）53 - 54頁は、婚姻形態の変化と関連づけて明快に説明している。

14) 「律令要略」に「惣而密通之儀、密会之所を押候か、或は艶書等其外慥成証拠等之有、密通と議定致す通例也」とあるのを参照（石井良助編『近世法制史料叢書』第二、創文社、1959年復刊訂正版〈初版1939年〉337頁）。

15) 「律令要略」に「主人之妻え艶書を附、亦是聞え忍入候もの 古例 死罪」（同前、337頁）とあるが、「御仕置裁許帳」三には、「主人之女房并師匠之妻と密通仕者之類」とは別に「主人之妻に密通申懸る者并艶書を遣ス者之類」という項目が立てられており、ほかに「女房之妹夫有之者之方え艶書を遣者」・「姪と密通仕者并密通申懸ル者」・「伯母に密通申懸る者」・「人之女房に密通申懸る者之類」など、密通の申懸や艶書を遣わしたことを項目の題号とするものがある。つか見える（石井良助編『近世法制史料叢書』第一、創文社、1959年復刊訂正版〈初版1938年〉90 - 104頁）。もっともこれらに収録された判例の多くは、単に密通を申し掛けただけでなく、他の可罰的行為や相手との身分関係などの要素が加わって情状の重い事案であるが、「主人之妻に密通申懸る者并艶書を遣ス者之類」のうち215号（貞享五年〈1688〉）は、主人の「女房に執心有之由二而、女房え状を付」けただけの単純な密通申懸で、「右之者、江戸中払度由、主人訴訟申二付、……当地〔江戸〕払候」と、主人の申出に基づき江戸払に処せられている（同書93頁）。主人の奉公人に対する懲戒権という要素も含まれ得ると考えられるが、密通未遂の類型に分類されていることからみて、姦夫に対する本夫の私的刑罰権（高柳博士のいわゆる防衛権、註13）参照）として理解されていたものであることが窺われる。上記の史料はいずれも公事方御定書制定以前の時期のものであるが、御定書制定以後も、男が一方的に密通を申し掛けただけで可罰的であったことは、公事方御定書に直接の規定はないものの、たとえば「(徳川時代) 裁判事例続刑事ノ部」（『司法資料』273号、1942年）（『徳川刑事裁判例集』下巻、橋書院、1986年）323頁に、「夫有之女へ密通申掛又ハ不法申聞候類」として、寛政元年（1789）の判例が収録されている。この事件は、「酒狂之紛度々不義申掛、不致得心致密会候儀ハ無之、……不義申掛候処、不致得心候二付、有合候出刃庖丁を以威候二付、……翌日……妻二可貴受旨難渋を申立、喉候儀共、酒狂とハ年申、右始末不届二付、申追放」というものである。なお、山中至「幕藩体制における密通申置の研究（一）——夫の私的制裁権と公刑罰権——」（『九大法学』40号、1980年）158頁は、「聞伝叢書」巻十一の記事に基づき、「妻は不義を申し掛られたら、その都度夫へ報告し、申し掛をした男の処置は夫の了簡に任すべきであった」と述べている（但し当該事案は妻がそのようにしなかったというものであり、年代は不詳）。

16) 事前の届出等所定の手続を経なくても、取調の上敵討に相違ないことが判明すれば無罪となり得たのであり（石井前掲「敵討、妻敵討」69 - 71頁）、妻敵討の場合もこれに準じたことは、たとえば明和元年（1764）松平相模守（因

しかるに本件では、勇助は「不埒之筋」であるが、他方三大夫も「不行届取計も有之」として¹⁷⁾、「此度一件ニ付御暇被下、尤住居等者御構無之、父三休江拾五人扶持被下置候」とされた。日光門主や高家をはじめとして、三大夫に対し寛大な処置を求める嘆願が多数寄せられ、掛川藩からは「三大夫儀者私方々何之存寄も無御座候間、宜了簡被指加候様」という申し入れもあったが、おそらく館林藩は掛川藩に配慮して、三大夫を無構とはせず、上記のような処分をしたのであろう。「双方筋相立候様御取計被成候様ニ」というのが事件処理の当初からの基本方針であり、死骸も大目付が見分して「町見分も無之筈」、町方の役人の関与するところではなかった。

なお日光門主が「此度之一件流儀及廢絶可申哉と御氣之毒 思召」されたとあるが、森戸家は浅山一伝流の剣術師範として著名であった。父三休¹⁸⁾に家督を戻して家を存続させ、住居等は構なしというのであるか

幡・鳥取藩、32万石)内親殿主馬允家来安田軍平一件(『浪花公的例』〈小倉宗『『浪花公的例』(一)——近世中後期の大阪代官に関する史料の紹介と分析——』『大阪大谷大学文化財研究』12号、2012年)114-117頁)において、妻敵を討った軍平の処置につき、無届の敵討に関する取扱(石井前掲『敵討、妻敵討』69-70頁所引『幕府事例』と同内容のもの)が引用されていることに窺うことができよう。この一件で、事件発生地の代官所(美作・久世代官竹垣庄蔵)における取調により妻敵討であることが確認された軍平は、鳥取藩へ引き渡されている。もっともこれに対し鳥取藩では、「妻敵を討後子細有之」との理由で軍平を「因幡一國住居構」に処したが、「早速召返されて」「無幾程帰参」したという(『因幡年表』〈『鳥取県史』第7巻近世資料、編集発行鳥取県、1976年)580-581頁)。長谷川伸『日本敵討ち異相〔中公文庫〕』(中央公論社、1974年〈初版1963年〉)78-80頁は、「因幡事変志」所載記事等に基づき、代官所での取調の際に軍平が当時浪人でありながら藩名を出したことが咎められたとしている。なお氏家前掲『不義密通』178-179頁は、「在方諸事控」明和二年十一月十三日条に「安田軍平於作州妻敵打候節、諸入用銀御取替相成居申処(下略)」(『鳥取県史』第9巻近世資料、編集発行鳥取県、1975年、741-742頁)とあることから、軍平が「妻敵討に要する費用」を「藩から分割払いで貸与され」たとして、「そうまでしても妻敵討をせざるを得なかった事実」に、鳥取藩の武士社会における慣習の根の深さがうかがえる」と述べているが、上記引用史料は、軍平に対して妻敵討の資金が貸与されたという意味ではなく、この一件の処理に要した費用についての記述であると解すべきであろう(長谷川前掲『日本敵討ち異相』77頁はこの一件に要した費用につき言及しているが、上記「在方諸事控」の記事との関係は明らかでない)。

17) 「不行届取計」であること具体的な記述はないが、無届の敵討・妻敵討が「喧嘩」として処理され得るものであったことについて、石井前掲『敵討、妻敵討』70頁、71頁、76頁を参照。

18) 浅山一伝流の系譜は、日置昌一『日本系譜綜覧』(名著刊行会、1973年復刻〈初版1936年〉)634頁参照。初代浅山一伝斎重農から数えて九代目が森戸三休偶太(ますさと)、十代が森戸三太夫経忠である。『(新訂版)大日本人名辞書』

〈314〉 江戸時代の妻敵討に関する若干の史料（神保）

ら、道場もそのまま維持することが認められたのであろう。

「 妻敵之筋取計 太田摂津守様御留守居
山角甚内扣

一宝暦三癸酉年、松平右近将監様御家来森戸三大夫、摂津守家来西田勇助と申者を致殺害候付、九月廿五日右近将監様御役人中より此方役人共江右一件内談有之候、差当取計等之儀内存をも被承候付、当時摂津守在邑之事候得者、兎角之御挨拶難及候、幸右近将監様御役柄之儀御座候間、被仰上、双方筋相立候様御取計被成候様にと及挨拶候事、

一同月廿六日、右近将監様より多田儀八郎と申仁為御使者被参候二付、用人共出会候処、左之御口上書持参二付、別人家老共罷出、在所江可申遣旨御請申達、後刻見分等遣候儀、対談相済、

御家来西田勇助、刃術為執行、拙者家来森戸三大夫方ニ同居之処、勇助儀三大夫妻江艶書遣候由、其段三大夫江為申聞候付、昨廿五日右之旨趣勇助江申述、及殺害候、勇助不埒之筋二者相聞候得共、不行届取計も有之候付、急度為相慎置候、追而可及沙汰候得共、先為御案内以使者申達候、以上、

松平右近将監使者

九月廿六日

多田儀八郎

一右同刻、森戸三大夫方より役人共宅迄、左之口上書差越候、

口上之覚

私弟子西田勇助 御家江被 召出、流儀為執行御預被成被差置候処、勇助儀私妻江艶書差遣候処、早速差戻候而、私江申聞候付、則勇助招呼、不所存之段申聞候得共、不調法之段一言之申訳無之旨ニ而、其場逃退候付、不及是非、引居致殺害候、右之段御届申上候、御見分被仰付可被下候哉、片付之儀奉窺候、以上、

第四卷、増訂十一版（大日本人名辞書刊行会、1937年）「森戸三休」の項によれば、「晩年業を受くるもの凡そ七千人宝暦十四年没す年七十八、子金春業を承け能く徒を導く」という（典拠「続近世叢語」）。また上田正昭・西澤潤一・平山郁夫・三浦朱門監修『（講談社）日本人名大辞典』（講談社、2001年）「森戸三休」の項は、宝暦十三年十月十日死去としている（典拠記載なし）。

松平右近将監内

森戸三大夫

九月廿六日

太田撰津守様

御役人中様

一同日申刻、勇助死骸為見分、大目付橋爪瀬兵衛（裏付上下騎馬）、徒目付老人羽織袴、足輕目付立付、物書等召連、三大夫町宅江罷越、松平右近将監様も御役人衆被相越立合、勇助死骸相改候処、左之通、

一 首前ら半分過切有之、

一 右之横腹突疵有之、

一 左右手大指人差指引疵有之、

但、仰キ有之、腰物ハ壁際ニ有之候、改候処、大小共のりけ無之、刃引ヶ所一切無之、右殺害之場所者釵術稽古場之由、

一同日夕、右近将監様御役人中の此方役人迄、御用番様江後刻御届之御案文壺通到来、左之通、

本郷三丁目横町

安部式部組同心

尾崎宇兵衛地借

森戸三大夫

右私家来ニ而、釵術致師範候処、弟子太田撰津守家来西田勇助と申者、数年為稽古三大夫宅ニ同居罷在候処、勇助義三大夫妻江艶書差遣候付、昨廿五日其旨趣相糺候上、不得止事三大夫儀勇助を致殺害候、尤撰津守私方ら見分之者差遣候処、相違無御座候、右之段御届申上候、以上、

九月廿九日

松平右近将監

右之通申来候付、左之通御届書相認、見分之者罷帰り候を相待、対談之上、暮時過御用番本多伯耆守様〔老中本多正珍〕江持参、御用人朝倉孫太夫方出会、差出候、被御聞置由御挨拶有之候、

太田撰津守家来西田勇助と申者、釵術為執行松平右近将監様御家来森戸三大夫宅ニ同居罷在候処、右勇助義三大夫妻江艶書差遣候由、右ニ付三大夫儀其旨趣相糺候上、不得止事昨廿五日勇

〈316〉 江戸時代の妻敵討に関する若干の史料（神保）

助を致殺害候段、右近将監様の撰津守方江被仰下候付、見分之者差遣、右近将監様御家来立合相改候処、右之通相違無御座候、撰津守在所ニ罷在候付、此段各様迄申上置候、以上、

太田撰津守家来
山角其内^{〔ママ〕}

右近将監様の御届書同時、多田儀八郎持参被指出候、

- 一右之一件ニ付、掛河表江急飛脚差立候事、
- 一同廿七日、勇助死骸町見分も無之筈ニ付、勝手次第引取候様、松平右近将監様御役人中の見分ニ参候者方江申来候ニ付、此方親類等も無之候間、其元ニ而被片付可被致哉之旨、森戸三大夫方江申達候処、右近将監様御役人中迄問合之上、其通可致旨ニ而、向の方ニ而御片付相済、此方江者受取不申候、
- 一同日、用頼御目付坪内権之助様江甚内罷越、御用人江出会、勇助一件申達、致物語候上、本多伯耆守様江差出候届書写持参、差置、罷帰、
- 一若御年寄板倉佐渡守殿、戸田淡路守殿間柄ニ付、甚内罷越、用人衆江出会、勇助一件致物語置、
- 一右近将監様御役人中此方役人江被出会、先達而艶書勇助書物之間の尋出、相違も有之間鋪相見候付、右艶書并三大夫家内上下之口書可差越旨内談ニ付、只今ニ至り被遣候も如何御座候間、被差越におよひ不申由、尤右近将監様の御札被成候而被仰下候御口上書ニ而相済候旨、及挨拶候処、左候ハ、艶書計致一覽候様、達而被申聞候付、右艶書計一通一覽いたし、差戻ス、
- 一十月二日、日光 御門主様の宿坊勸善院御使僧ニ而被参候、甚内出会致候処、森戸三大夫此度之一件流義及廢絶可申哉と御氣之毒 思召候、此節御法事之砌ニ而候間、旁以助命之儀思召候由被申演、御書付被相渡候ニ付、早速在所江可申遣旨申達ス、
松平右近将監殿家来森戸三大夫儀、太田撰津守殿家来西田勇助と申者、常々不行跡心得違之儀有之ニ付、不得止事討申候、右之趣達 御門主様御聴候処、証明院様〔將軍家重正室〕御法事之砌、彼是之品も有之儀候間、軽く相済候様被成度思召候、此段御屋鋪江宜申達と之御事候、以上、

十月

信解院
覚王院

勸善院

- 右二付、甚内義為御請勸善院江罷越、取次之僧江申置候、
 一前田信濃守様〔高家前田賢長〕を御名代御嫡伊豆守様〔長敦〕御
 出、用人共江御逢、三大夫事軽く相濟候様被成度旨御願之御口上書
 御持参、猶又門弟中連名之願書をも御渡被成候、右之外軽キ御家人
 衆追々役人共方江被参、右同様之類口上書被差出候、
 一同月五日、掛川より急飛脚到来、
 一同日夕、甚内為使者松平右近将監様江参上、口上書差出之候処、被
 入御念候御挨拶之趣御承知被成候由、被仰聞候、

私家来西田勇助義、釵術為執行御家来森戸三大夫方同居為仕差
 置候処、勇助義三大夫妻江艶書遣候由、其段三大夫江申聞候付、
 去廿五日右之旨趣勇助江申述、及殺害、不埒之筋二者御座候得
 共、三大夫儀不行届取計も有之候付、急度慎被仰付置候、追而
 可被及御沙汰候得共、先為御案内以使者被仰下趣、委細承知仕
 候、被入御念候御儀奉存候、右勇助儀、元来三大夫父子為二者
 悴同然之者之由ニ而、全躰三大夫父子吹拳を以近頃召抱候者御
 座候、然ル処、重恩忘却仕、此度之不埒不届至極奉存候、三大
 夫儀者、私方を何之存寄も無御座候間、宜御了簡被指加候様奉
 存候、以上、

太田摂津守使者

十月五日

山角甚内

- 右之通、右近将監様江及御挨拶候旨、板倉佐渡守殿、戸田淡路守殿
 并坪内権之助様江四宮市右衛門罷越、御用人中江申達、罷帰、
 一同月六日、上野勸善院江甚内罷越、口上書并昨日右近将監様江差出
 候挨拶書写持参、取次之出家中江相渡、勸善院留守二付、申置、
 一同日、松平右近将監様を昨日之為御挨拶御使者来、
 一同月七日、勸善院を昨日甚内罷越候挨拶旁使僧来、
 一森戸三大夫儀、此度一件二付御暇被下、尤住所等者御構無之、父三
 休江拾五人扶持被下置候、

但、此儀右近将監様を者不申来候得共、及承候付、爰ニ記ス、

〈318〉 江戸時代の妻敵討に関する若干の史料（神保）

- 一同月十七日、日光御門主様江甚内為使者罷越、先達而蒙仰候趣、
於在所奉承知候旨、御請口上御取次江申達ス、
- 一同日、勸善院江先達而為御使被参挨拶使者相勤之、
- 一前田信濃守様、同伊豆守様江、先達而御出被仰聞候御挨拶使者差出
之、
右一件相済、」